

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

平成23年7月11日

東広島市長 藏 田 義 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

マックスバリュ西条西店

(2) 所在地

東広島市西条町寺家3791番地1

2 変更に係る事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

| 荷さばき施設番号 | 変更前 | 変更後 |
|----------|--------------|---------------|
| 3 A | 午前7時から午後7時まで | 午前7時から午後7時まで |
| 3 B | 午前6時から午後8時まで | 午前5時から午後10時まで |
| 3 C | 午前7時から午後7時まで | 午前7時から午後7時まで |
| 3 D | 午前7時から午後7時まで | 午前7時から午後7時まで |

3 変更年月日及び変更の理由

(1) 変更年月日

平成23年8月1日

(2) 変更の理由

搬入業者の物流計画が変更されるため。

4 届出年月日

平成23年6月27日

5 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成23年7月11日（月）から同年11月11日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とし、縦覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部商業観光課

東広島市西条上市町7番42号

6 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成23年11月11日（金）

(2) 提出先

東広島市産業部商業観光課